

社会福祉法人えちご府中会役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えちご府中会の役員及び評議員の報酬とその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬の額は、次のとおりとする。但し、当法人の常勤の職員が理事を兼務する場合は、理事にかかる報酬は支給しない。

一 月額報酬 理事長並びに常務理事の報酬は月額で定める報酬とし、その額は次の通りとする。

ア 理事長 月額 50,000円

イ 常務理事 月額 200,000円

二 職務報酬 監事の報酬、前号に定める理事以外の理事の報酬及び評議員の報酬は職務1回当りの報酬とし、その額は次の通りとする。

ア 監事 職務1回 5,000円

イ 定款第二十七条に定める理事会に出席した理事及び必要に応じて定款第一二条に定める評議員会に出席した理事 1回5,000円

ウ 定款第一二条に定める評議員会に出席した評議員 1回5,000円

(報酬の支給)

第3条 第2条第1項第一号に定める報酬については毎月25日に支給し、同第二号に定める報酬については支給要件が生じた月の翌月25日に支給する。

2 月額報酬の支給について任期満了、辞職、死亡等により、その職を離れた場合は、その事由の生じた日の属する月の分まで支給する。

3 月額報酬の支給について新たに就任した場合は、就任日の属する月の分から支給する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

なお、この規程の改正に伴い「評議員会日当支給規則」は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

